

## 審 議 会 等 の 概 要

審議会等の名称	川崎市消費者行政推進委員会
根拠法令等	川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例 川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例施行規則
設置年月日	昭和50年3月20日
所掌事務	消費者行政を推進するため、次に掲げる事項をつかさどる。 1 消費者行政推進計画について意見を述べる。 2 消費者保護に係る各種基準の設定に関し意見を述べる。 3 不適正な取引行為の禁止に関する規則の改正に関し意見を述べる。 4 苦情処理のあっせん、調停等を行う。 5 消費者訴訟の援助に関し意見を述べる。 6 消費者支援協定の締結、変更又は解除に関し意見を述べる。 7 不適正な事業行為等の調査又は改善指導並びに公表に関し意見を述べる。 8 その他消費者行政に関する重要事項を調査審議する。
委員数	9人以内
委員の構成	学識経験者、消費者代表、事業者代表
会議公開・非公開	公開
非公開の理由	
事務局担当課	経済労働局産業政策部消費者行政センター 電 話 044(200)2262 ファックス 044(244)6099
ホームページアドレス	